

京都市消防局訓令乙第12号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局担当局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

別表第1課長の項第13号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

別表第1消防署総務課長の項第5号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

別表第2消防学校長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削る。

別表第2施設課長の項第2号を次のように改める。

(2) ガス及び電気の需給契約に関する事。ただし、調達契約にあっては、1件1,000,000円以下の契約に限る。

別表第2教育管理課長の項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員教育のための講師依頼に関する事。

別表第2技術指導課長の項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 消防音楽隊の派遣演奏に関する事。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第2施設課長の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(消防局総務部総務課)